

「『社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について』の一部改正（案）」及び「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（案）」の（概要）

平成 29 年 2 月 14 日  
厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課

## 1. 趣旨

平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）において、社会福祉法人に対し、地域の福祉ニーズを踏まえ、「地域における公益的な取組」を実施する責務が課せられるとともに、社会福祉充実残額が生じる場合には、既存事業の充実や新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定しなければならないこととされている。

これを踏まえ、措置費について、多様な事業に活用できるよう、より弾力的な運用を可能とするため、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長通知」という。）及び「社会福祉法人が経営する社会福祉施設の運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知。以下「課長通知」という。）を改正するもの。

併せて、社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日付け社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）により行われているところであるが、改正法により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、社会福祉法人における入札契約等の取扱いの見直しを行うもの。

## 2. 主な内容

- (1) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（局長通知）」（別添1）について、前期末支払資金残高の取扱いを次のとおりとするもの。
  - ・ 前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲について、同一法人が運営する公益事業全般へと対象を拡大すること。
  - ・ 前期末支払資金残高のうち、同一法人が運営する公益事業に充当できる額の上限を撤廃すること。
- (2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（課

長通知)」（別添2）について、法人本部の運営に要する経費の取扱いを次のとおりとするもの。

- ・ 事務費支出について、会計監査人の設置に要する費用が含まれることを明示すること。
- ・ 理事長又は理事と施設長等とを兼務している場合に、当該理事長又は理事としての役員報酬は対象経費として認められない旨の規定を削除すること。

(3) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(案)」（別添3）において、次の見直しを行うもの。

- ・ 随意契約によることができる場合の一般的な基準の見直し
- ・ 会計監査に係る契約の特例の創設
- ・ 計算書類等の扱いの見直し

### 3. 適用日

平成29年4月1日とする。